

# 東ティモール出張報告 ～現地セミナー（戸籍法、和解条項）と関係機関等訪問～

国際協力部教官  
大 谷 洋 史

## 1 はじめに

2024年7月28日（日）から8月4日（日）まで、原彰一国際協力部教官、樋口瑠惟国際協力部教官、矢口昌宏国際専門官及び当職は、東ティモール民主共和国（以下「東ティモール」という。）に出張した。

今回の出張では、司法省において今後の法制度整備支援の活動に関して意見交換をし、法律司法研修所及び土地財産委員会においてセミナーを実施したほか、土地関連法の起草支援に関連して、共同体保護区の現地視察を行った。

本稿では、これらの意見交換、セミナー及び現地視察の概要について紹介し、今後の東ティモールに対する法制度整備支援の方向性について検討する。なお、本稿中の意見にわたる部分は当職の私見である。

## 2 司法省

### （1）司法大臣表敬

JICA東ティモール事務所の伊藤民平所長と共にホルナイ司法大臣を表敬したところ、同大臣からは日本の長年にわたる協力に関して深い感謝が述べられた。また、同大臣は、2016年3月に当部で実施した「東ティモール共同法制研究」に公設弁護人事務所長として参加した経験があり<sup>1</sup>、当部が東ティモールにおいて途切れることなく活動を続けていることについても深く理解され、この協力関係をより強固なものにしていきたいとの意向が示された。特に、土地関連法の運用や地籍関連の支援については、これまでの協力関係も踏まえ、大きな期待を寄せられていた。また、土地関連法以外でプライオリティの高いものとして、個人情報保護法及びサイバー犯罪に関する法律の起草支援をしてほしいとの要望があった。

### （2）法律諮問立法局との協議（今後の活動について）

法律諮問立法局ヴィタル局長との間で、支援の方向性、地籍調査の実施状況等について、以下のとおり協議した。

支援の方向性について、現時点での最優先事項は、土地関連法案（①公有不動産に関する法制度（大統領令草案：the Bill on Regime Jurídico Domínio Público do Estado）、②国の私有地内にある不動産の法体系（the Bill on Regime Jurídico Dominio Privado do Estado）、③共同体保護区と共同体財産規制に関する法案（the Bill on PL Regime das

<sup>1</sup> 2016年3月の東ティモール共同法制研究の概要については、渡部吉俊「東ティモール共同法制研究」本誌第67号（2016年6月号）136頁以下を参照されたい。

Zonas de protecao comunitaria) の3つ) の起草であり、個人情報保護法やサイバー犯罪に関する法律の起草は、2025年以降でよいとのことであった。

地籍調査の実施状況については、現時点で、地籍調査はディリでも4割程度しか終わっておらず、その他の地方では依然として進ちょくしていない、地籍情報法が施行されたときに、記念式典を行い、その際、ディリを除く全国39筆の私有の土地（オエクシが主<sup>2</sup>）について、初めてタイトル（所有権の証明書）を付与し、その後、ディリの14筆の土地（うち13筆は国家の公有土地、1筆は国家の私有土地）にタイトルを付与する式典を行ったが、それ以降のタイトル付与の作業は滞っているのが現状である、とのことであった。

タイトル付与を計画的に実施するため、測量及び公示済みの土地のリストを作成しており、ホルナイ司法大臣は、そのリストにのっとって速やかにタイトル付与を実施していきたいという考え方とのことである。



【司法大臣・職員との集合写真】



【司法省職員との協議の様子】

### 3 法律司法研修所

#### (1) 公証人・登記官候補生に対するセミナー

冒頭、法律司法研修所のマルセリーナ所長からの挨拶の後、セミナーが開会された。

<sup>2</sup> オエクシは東ティモールの飛び地であり、地方裁判所も置かれている。

本セミナーでは、公証人・登記官候補生36名に対して、当職から日本の戸籍制度について、東ティモールの市民登録法案との違いを踏まえながら講義を行った。午前9時から午後5時までの長時間のセミナーであったが、参加者からは積極的に質問が出され、活発なセミナーとなった。

## (2) 法律司法研修所との意見交換

法律司法研修所のマルセリーナ所長、ヴァスコ副所長等と今後のセミナー実施について意見交換を行った。

マルセリーナ所長からは、当部が実施するセミナーについては、受講生の関心が非常に高く、今後も実施してほしいとの要望があり、研修の開講状況の予定を踏まえて協議した。



【法律司法研修所におけるセミナーの様子】

## 4 土地財産委員会

### (1) 委員及び職員に対するセミナー

冒頭、土地財産委員会のパスカル委員長からの挨拶の後、セミナーが開会された。

本セミナーでは、委員長を含む委員3名及び法務、測量等を担当する職員5名、インターンシップ生1名に対して、当部原教官から、日本の和解条項作成の考え方について講義を行った。

参加者からは積極的に質問が出され、これまで自分たちの実務経験に基づいて和解条項を作っていたが、今日の講義で、条項の種類（確認条項、形成条項、給付条項

等) や順番を知ることができ、今回の資料は実務のガイドラインとなるという趣旨の感想が寄せられた。

## (2) 土地財産委員会における業務の状況等について

土地財産委員会の業務の現況等を次のとおり聴取した。

土地財産委員会の委員は、委員長を含め9名であり、法務担当2人と測量担当1人でパネルを構成し、3つのパネルがある。委員以外のスタッフは、16人おり、法務担当、技術担当及び事務担当に分かれるが、和解の文書を書く専門のアドバイザーはないので、法務担当のスタッフが起案する。

2024年7月末日現在の未済件数は313件（境界確定は1、2件で、その余は全て所有権の争い）であり、法務担当の委員6名がそれぞれ12件程度ずつ対応している。委員1名につき、月2件程度処理しており、月4件処理できれば好成績である。事件処理については、聞き取りや証拠確認のため、数日間現地に出張する（証言の聞き取り2日間、委員会が作成した文書を提示する1日間）。紙ベースの証拠がないことが多いので、証言を取るが、証人は双方からそれぞれ3人までに制限している。事件の端緒は、SNC（全国地籍システム）による地籍調査であることが多く、所有権を主張する者が複数現れて争いになることが多い。



【土地財産委員会におけるセミナーの様子】

## 5 現地視察（アイリウ県内）

土地関連法案のうち、特に③の法案については、東ティモールの風習、文化や伝統を十分に踏まえて起草する必要があることから、共同体保護区の現地視察を実施することとし、土地財産委員会の法務担当のスタッフであるヴァスコ氏の案内により、ディリの南側の隣県であるアイリウの山岳部にあるダテロというウマ・リサンを視察した。

ウマ・リサンとは、リサンに属する者（氏族）の共同の家のことを指す。この点に関連して、土地関連法の③の法案18条では、共同体不動産の類型として、「伝統的な儀式を行うために使用される場所を含め、地域の用途や慣習に従って、地域社会が神聖と見なす場所」を挙げており、Uma-Lulik（ウマ・ルリク）などが例示されている。

通訳の辻村氏によると、東ティモール人は、リサン（氏族又はその氏族の伝統と慣習法といったような意味）に属しており、各リサンは、トウモロコシやお米の収穫時期

に合わせウマ・リサン（伝統儀式を行う建屋）に集まる。集まりはリアと呼ばれ、そこでは、収穫した農作物のお供えをし、冠婚葬祭の儀式を行うための負担の取りきめをする。人々は、自分の属するリサンの負担だけではなく、婚姻関係にある他のリサンに対して義務を負う。例えば、カップルが結婚する前には、リサンの長であるリア・ナインなどの主宰によりリア（話し合い・交渉）を開き、バララキ（婚資、結納などの負担）について取り決めるとのことである。

ヴァスコ氏の育った集落には、ダテロのほかに3つのウマ・リサンがあり、ヴァスコ氏の属するリサンでは、年に2回、リサンの構成メンバー全員が儀式に必要な物品や山羊などの動物を持ち寄って、ウマ・リサンに参集し、細かい打合せを行って儀式を執り行うという説明を受けた。また、ヴァスコ氏からは、今回案内したのは、飽くまでダテロでの風習であり、リサンによって風習は異なるので、留意されたい旨の発言があった。

東ティモールの国土の約6割は山岳地帯であり、共同体保護区の画定が完了するまでは、ディリ市の市街地及びその他の市町村の中心部以外の土地は、原則として共同体保護区に属するものと推定される（土地関連法案③6条）。

今回の視察により、共同体保護区の共同体不動産は、近代的な私有財産としての土地とは全く異なる規律や配慮が必要であることが実感できたが、他方で、リサンによって風習が異なる中で、法案を整備するに当たり、どのように一般化・抽象化して条文案に落とし込んでいくのか、非常に難しいものがあるように感じた次第である。



【現地視察の様子】

## 6 今後の支援の方向性

司法省からは、支援対象として、土地関連法案①、②及び③が具体的に提示されているが、このうち③については、東ティモールの慣習や文化等を十分に踏まえて検討する必要があるので、まずは①及び②の法案を中心に関連する日本の法令を紹介しながら協議し、引き続き現地出張や共同法制研究などを通じて必要な支援を実施していくことしたい。

土地財産委員会が実施する土地の所有者及び境界の決定手続を円滑に運用していくためには、同委員会の委員が関連法令の知識を深めるとともに、土地紛争の処理に精通す

る必要があり、これらの点について、先方の問題状況や問題意識に即して、日本における法制度やその運用についてセミナーを実施するなどして知見を共有し、必要な支援を実施していくこととしたい。

法律司法研修所への支援は、開講されているコースにおける特別講義として、先方のニーズに即したセミナーを今後も実施していくこととしたい。

## 7 おわりに

今回の出張においても、訪問先各機関から当部の今後の活動に対して多くの期待が寄せられ、これまでの日本の支援に対する信頼の高さを感じることができた。

東ティモールでは、2022年に不動産登記法及び地籍情報法が施行されたとはいえ、必ずしも地籍調査や土地所有権の確定が円滑に進んでいるとは言えない状況であり、依然として、土地に関する法令の整備や円滑な運用が優先課題となっているので、司法省、土地財産委員会及び法律司法研修所に対しては、引き続き日本の不動産関連法制や土地紛争解決に関する情報提供が不可欠であると認識した。また、土地関連法案の起草支援は、特に③の法案については現地の慣習や文化等を踏まえて検討しなければならないところ、今回の出張において、限られた時間ではあるが、ヴァスコ氏の案内によりウマ・リサンを視察させていただいたのは、非常に貴重な機会であった。

現在、東ティモールでは、早期のASEAN正式加盟を目指して様々な取組が進められているところ、今後の経済活動の発展を見据えて、土地問題の根底にある法制度や運用の課題を解決していくことが望まれており、土地関連の法分野を中心に、我が国の支援を継続していくべきである。

また、かかる支援を通じて、東ティモールと我が国との緊密な関係が今後もより一層深まっていくと期待されるところ、我が国の法制度整備支援の伝統である相手国への寄り添い型支援を続けていくためにも、東ティモールの文化や歴史を知り、敬意を払う姿勢を大切にしたいと考える。